

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その5）

令和2年3月12日
在スウェーデン日本国大使館

【ポイント】

- スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。
- スウェーデン政府は、公衆衛生庁の勧告に従い、3月12日から500名以上のイベント等を禁止することを決定しました。
- 3月12日、外務省から、スウェーデンを含む欧州の複数の国に対してレベル1の感染症危険情報が発出されました。

【本文】

1 スウェーデンにおいては、引き続き感染者数が増加傾向にあります。

3月12日現在の感染者数の累計は**620名**であり、その内訳は下記の通りです。

ストックホルム県：267人、ヴェストラ・ヨータランド県：116人、スコーネ県：97人、ヨンショーピング県：26人、ヴァルムランド県：22人、ハッランド県：19人、ウプサラ県：15人、ヴェステルボッテン県：8人、クロノベリ県：8人、セーデルマンランド県：7人、ブレーキングエ県：6人、ヴェステルノルランド県：6人、エレブロ県：5人、ノールボッテン県：5人、イエブレボリ県：3人、カルマル県：3人、イエムトランド県：3人、ゴットランド県：2人、ダーラナ県：1人、エストラ・ヨータランド県：1人

2 スウェーデン公衆衛生庁は、国内での感染リスクを「非常に高い」としており、スウェーデン政府は、公衆衛生庁の勧告に従い、3月12日から500名以上のイベント等を禁止することを決定しました。

3 3月12日、外務省から、スウェーデンを含む欧州の複数の国に対してレベル1の感染症危険情報が発出されました。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T058.html#ad-image-0

「レベル1（十分注意してください）」の感染症危険情報の発出の目安は以下のとおりです。

特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

4 スウェーデンに渡航・滞在中の皆様におかれましては、定期的な手洗い・うがいを励行し、咳エチケットの徹底をはかるとともに、なるべく人混みを避けるなど、基本的な感染予防対策に努めてください。特に外出先から戻ったときなどには、石けんを使った手洗いを励行するとともに、必要に応じエタノール系消毒液なども併用してください。

5 既に感染症例が確認されている国からスウェーデンに入国した方で入国した日から2週間以内に熱、のどの痛みや咳などの症状が出た場合は直ちに1177番（スウェーデン医療相談窓口）へ電話し指示を受けてください。新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

6 現在のところ、日本への渡航制限や日本からの入国制限措置はとられていません。引き続き、平常の感染予防対策をとっていただくとともに、最新情報の入手に努めてください。

●スウェーデン外務省（渡航制限）

<https://www.regeringen.se/uds-reseinformation/ud-avrader/>

●世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

●公衆衛生庁ホームページ（感染者数などの確認）

<https://www.folkhalsomyndigheten.se/smittskydd-beredskap/utbrott/aktuella-utbrott/coronavirus-wuhan-kina-januari-2020/>

●1177番（スウェーデン医療相談窓口兼医療情報ウェブサイト）

<https://www.1177.se/aktuellt/nytt-coronavirus-2019-ncov/>

●厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

●外務省：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(問い合わせ先)

○在スウェーデン日本国大使館

TEL : +46-(0)8-5793-5300 (閉館時は緊急電話対応業者につながります)

FAX : +46-(0)8-661-8820

H P : <http://www.se.emb-japan.go.jp/>

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>